

エアバッグ類車上作動処理契約審査 主な不合格事由について

以下は、エアバッグ類車上作動処理契約審査における主な不合格事由です。
本資料を参考に、適正処理がなされていることをご確認の上お申し込みください。
本資料記載の内容以外においても、適正処理を遵守できないと判断した場合は、
エアバッグ類車上作動処理契約審査にて不合格になる可能性がございます。
内容を十分にご理解いただき、お申込みをお願いいたします。

①不合格事由

車台に装備されているエアバッグ類全数の取外回収が確認できず、エアバッグ類車上作動処理での全数処理実施に不安が残る。

【解説】

引き取った車台に装備されているエアバッグ類の個数と引渡し時のエアバッグ類の個数が一致しておらず、実車に装備されているエアバッグ類をすべて回収されていることが確認できない。

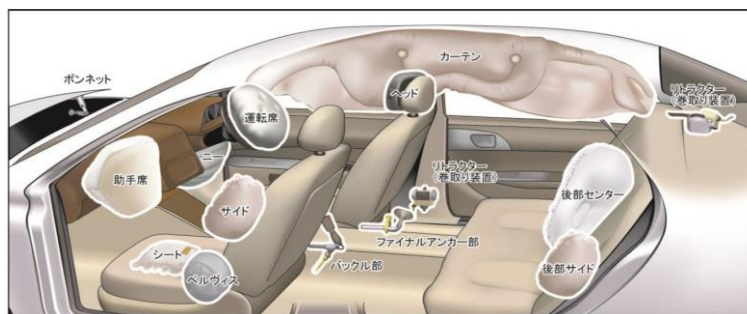
【改善方法の例】

- ・車台詳細情報から装備個数と部位を確認し、実車に装備されているエアバッグ類をすべて取外回収し、引き渡す。
- ・事故車や改造車などで車台詳細情報記載のエアバッグ類個数と実車に装備されているエアバッグ類個数に乖離があった場合は記録(*1)に残す。

*1 実績記録用紙の例

http://www.jarp.org/pdfs/reports/daichou_20211112.xlsx

<エアバッグ類の種類>



②不合格事由

自動車メーカー等が提供するエアバッグ類車上作動処理に関連する情報を自ら入手し、社内教育順守させることに不安が残る。

【解説】

取外回収したエアバッグ類の性状(*2)が引取基準を満たしていない。

*2 エアバッグ(袋部分)やブラケット等がついたままでの引渡し

電気式インフレーターおよび電気式シートベルトプリテンショナーで電源線をショートしていない状態での引渡し

機械式インフレーターおよび機械式シートベルトプリテンショナーで安全装置を動かしていない状態での引渡し

エアバッグ類以外のもの(ハンドルなどのエアバッグ類周辺部品)を含めての引渡し 等

【改善方法の例】

- ・エアバッグ類の引取基準(*3)を確認し、合致した状態での引渡しを行う。
- ・作業員が引取基準を確認できるように一覧を作業資料として用意する。

*3 フロン類・エアバッグ類 引取基準

http://www.jarp.org/duties/receipt_standard.html

<引取基準の例>



③不合格事由

業務手順内で自動車製造業者等が提供する車台詳細情報を確認し、装備部位・個数等の把握が定着していない為、正しい装備個数を確認できておらず、エアバッグ類車上作動処理での全数処理実施に不安が残る。

【解説】

エアバッグ類処理手順内にて車台詳細情報を確認しておらず、引取車台の装備個数を把握していない為、装備個数と実処理個数での差異が認識できない状態になっている。

(車上作動処理契約にあたり車台詳細情報の確認は必須項目となります)

【改善方法の例】

- ・業務手順内にて車台詳細情報を確認し、装備個数と部位を確認する。
- ・作業員が業務手順内で車台詳細情報を確認することを徹底できるように教育を行う。
- ・業務手順を社内に掲載し、業務手順を定着させる。



<車台詳細情報の例>

④不合格事由

車上作動処理契約に必須である、安全作業の手順が定着しておらず、自動車製造業者等が提供する、「車上作動処理の方法等に関する情報」に基づく作業実施について不安が残る。

【解説】

車上作動処理契約締結後、作動処理を実施する際は、安全作業の実施が必須項目となります。審査にあたり、安全作業についてすべて把握いただく必要があります。

【改善方法の例】

- ・適正処理情報記載(*4)の安全作業内容を事前に把握し、実施できる体制を構築する。
- ・社内で安全作業の模擬テストを実施し、作業員に定着させる

*4 自動車リサイクルシステム(<http://www.jars.gr.jp/>)よりご確認ください。

電子マニフェスト解体工程>3.2 エアバッグ類適正処理情報の閲覧

<安全作業内容の例>



車上作動処理時のガラス等の飛散を防止するため、車両全体を毛布・カバー・コンテナ等で覆うこと。



車上作動処理を行う時は、車両から5m程度（「各社情報」参照）離れて安全を確保し、車両との間にフォークリフト等遮蔽物を設置すること。